



最近の話題

白石区支部 中尾康夫

最近の話題で気になるものが2件あった。個人情報保護法施行と医師免許更新制導入の是非についてである。個人情報保護法が平成17年4月1日より全面的に施行される。また、日本医師会では複数回医療事故を起こすようなりピーター医師の教育が必要であるといっているが、行政側では、医師免許の更新制が必要ではとの議論も出始めている。

個人情報保護に関し、今までは医師としての保秘義務を守り医療上の情報を外にもれないように医療を行ってきた。今回医療分野で個別に法律が制定されることは見送られたが、今後は個人情報保護法の全面施行によってさらに厳重な情報管理が必要となってきている。たとえば、外来でのカルテ1ページ目も含め、他の患者の目に触れないようにする。外来で患者を呼び出すのに患者氏名を呼ばないようにする。など現時点ではどこまでが実現しなければならない範囲なのか不明の点も少なくない。今回の個人情報保護法は、官庁他公共事業体から始まり、全部の業種にまで拡大された。他の業種でのことも考慮すると、今後は、電子媒体での個人情報管理が重要となる。現実の業務で、一麻酔科医として、過去10年間以上の手術台帳を電子媒体上にデータベースを構築し保存してきた。日々データを蓄積することで正確なデータベースを構築するように努力をしてきた。各科の先生方の希望にあわせ検索を行えるようなデータベースとなっている。しかしながらこのデータベース上には、当然のことながら、患者氏名、性別、生年月日、ID、現病名、手術術式等、重要な個人情報が登録されている。病院内でこれらのデータベースを使用するのであれば問題が無いが、学会発表等でデータを解析する

ために医師が個人(私人)のパソコンに、これらの個人情報を含んだデータベース情報を持ち出して使用する場合には患者個人情報を削除してから使用する方法に変更する必要が出てきた。病院内で、データをすべて加工し、データを自宅へ持ち帰る場合には個人が判明する部分を削除してから持ち帰ることが必要である。言い換えると、個人情報は、今後一切、病院外に持ち出さないことが一番安全な対応となる。

医療事故のリピーター医師に対する教育・指導は重要と考えられる、さらに医療上問題のある医師に対する行政処分もやむを得ない問題と考えられる。しかしながら、今回、担当大臣が「医師は1回(試験に)通ったら将来にわたり資格がある。長期的に考える課題だ」と述べ、医師免許への更新制導入を検討する考えを重ねて強調した(共同通信社)。との報道があった。自動車の運転免許では、3または5年での免許更新が義務付けられている。優良運転手に対しては5年の更新期間が与えられる。これと、同じような方法が医師免許に当てはまるのであろうか? 看護師(保健師・助産師)、薬剤師、OT、PT等の医療関係業界の国家資格だけでなく、弁護士、公認会計士、建築士等の他業界にも波及するのであろうか? 今回のこの発言が医師だけを対象としている場合問題が大きい。これに対しては、断固反対すべきである。医師会によるリピーター医師に対する厳重注意・教育等が重要と考えられる。また、一部医師による利益追求のみの医療姿勢が、国民の反発を買い、政府が更新制度を導入しようとしている背景にあるものと考えられる。我々医師として、良識のある医療を誠実に行うことが重要と考えられた。(札幌北楡病院)